

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第2号

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例（平成17年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県女性相談センター</u>及び<u>静岡県婦人保護施設清流荘</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>売春防止法</u>（昭和31年法律第118号。以下「法」という。）<u>第34条第1項</u>の規定により<u>婦人相談所</u>を、<u>法第36条</u>の規定により<u>婦人保護施設</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>婦人相談所</td><td>静岡県女性相談センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>婦人保護施設</td><td>静岡県婦人保護施設清流荘</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(業務)</p> <p><b>第3条</b> <u>静岡県女性相談センター</u>（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第34条第2項各号</u>に掲げる業務</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保</p>	種類	名称	位置	婦人相談所	静岡県女性相談センター	(略)	婦人保護施設	静岡県婦人保護施設清流荘	(略)	<p>静岡県女性相談支援センター及び静岡県女性自立支援施設清流荘の設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県女性相談支援センター</u>及び<u>静岡県女性自立支援施設清流荘</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>（令和4年法律第52号。以下「法」という。）<u>第9条第1項</u>の規定により<u>女性相談支援センター</u>を、<u>法第12条第1項</u>の規定により<u>女性自立支援施設</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>女性相談支援センター</td><td>静岡県女性相談支援センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>女性自立支援施設</td><td>静岡県女性自立支援施設清流荘</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(業務)</p> <p><b>第3条</b> <u>静岡県女性相談支援センター</u>（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第9条第3項各号</u>に掲げる業務</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保</p>	種類	名称	位置	女性相談支援センター	静岡県女性相談支援センター	(略)	女性自立支援施設	静岡県女性自立支援施設清流荘	(略)
種類	名称	位置																	
婦人相談所	静岡県女性相談センター	(略)																	
婦人保護施設	静岡県婦人保護施設清流荘	(略)																	
種類	名称	位置																	
女性相談支援センター	静岡県女性相談支援センター	(略)																	
女性自立支援施設	静岡県女性自立支援施設清流荘	(略)																	

護等に関する法律（平成13年法律第31号。  
以下この条において「配偶者暴力防止等  
法」という。）第3条第3項各号（配偶者暴  
力防止等法第28条の2において準用する場  
合を含む。）に掲げる業務

2 静岡県婦人保護施設清流荘（以下「清流  
荘」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第34条第2項に規定する要保護女子  
（以下「要保護女子」という。）並びに配偶  
者暴力防止等法第1条第2項に規定する被  
害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に  
おいて準用する配偶者暴力防止等法第2条  
に規定する被害者（以下これらを「被害  
者」という。）の収容保護の業務
- (2) 収容保護した要保護女子及び被害者の就  
労及び生活に関する指導及び援助の業務

（入所の承認）

**第4条** センターの一時保護所（法第34条第4  
項に規定する要保護女子を一時保護する施設  
をいう。）又は清流荘（以下「一時保護所等」  
という。）に入所しようとする者は、知事の承  
認を受けなければならない。

（入所の不承認）

**第5条** 知事は、次の各号のいずれかに該当す  
る者に対して、前条の承認をしないことがで

護等に関する法律（平成13年法律第31号。  
以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3  
条第3項各号（配偶者暴力防止等法第28条  
の2において準用する場合を含む。）に掲げ  
る業務

2 静岡県女性自立支援施設清流荘（以下「清  
流荘」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項に規定する自立支援の業  
務
- (2) 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定  
する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条  
の2において準用する配偶者暴力防止等法  
第2条に規定する被害者（以下これらを  
「被害者」という。）の自立支援（被害者を  
入所させて、その保護を行うとともに、そ  
の心身の健康の回復を図るための医学的又  
は心理学的な援助を行い、及びその自立の  
促進のためにその生活を支援し、あわせて  
退所した者について相談その他の援助を行  
うことをいう。）の業務

（入所の承認）

**第4条** センターの一時保護所（法第9条第3  
項第2号の一時保護及び配偶者暴力防止等法  
第3条第3項第3号の一時保護（以下これら  
を「一時保護」という。）を行う施設をいう。）  
又は清流荘（以下「一時保護所等」という。）  
に入所しようとする者は、知事の承認を受け  
なければならない。

（入所の不承認）

**第5条** 知事は、次の各号のいずれかに該当す  
る者に対して、前条の承認をしないことがで

きる。

(1) 一時保護又は収容保護の必要がないと認められる者

(2) (略)

(指定管理者による管理)

#### 第7条 (略)

2 前項の清流荘の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる業務 (第4条に規定する承認、第5条の規定による不承認及び前条の規定による命令を除く。)

(2) 第3条第2項第2号に掲げる業務

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、清流荘の管理に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

**第9条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に清流荘の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 要保護女子及び被害者の収容保護に関する知識及び十分な経験を有しているものであること。

きる。

(1) 一時保護又は自立支援 (第3条第2項各号に規定する自立支援をいう。以下同じ。)の必要がないと認められる者

(2) (略)

(指定管理者による管理)

#### 第7条 (略)

2 前項の清流荘の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第2項各号に掲げる業務 (第4条に規定する承認、第5条の規定による不承認及び前条の規定による命令を除く。)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、清流荘の管理に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

**第9条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に清流荘の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 困難な問題を抱える女性 (法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。)及び被害者の自立支援に関する知識及び十分な経験を有しているものであること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。